

平成31年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成31年 2月21日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新議員の議席の指定について	3
広域連合長挨拶	3
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議第1号上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
日程第4 議第2号から議第5号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○21番（岩崎 貴博君）	5
日程第5 一般質問	7
日程第6 会議録署名議員の指名について	7
閉 会	8

平成31年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（第1号）

議事日程（第1号）

平成31年2月21日 午後1時30分 開会

- 第1 新議員の議席の指定について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
以上1議案の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 第4 議第2号 専決処分した事件の承認について（大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
議第3号 平成31年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第4号 平成31年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 第5 一般質問
 - 第6 会議録署名議員の指名について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
以上1議案の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 日程第4 議第2号 専決処分した事件の承認について（大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
議第3号 平成31年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第4号 平成31年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 会議録署名議員の指名について
-

出席した議員（23人）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小幡 幸範 | 2番 | 麻生 良典 |
| 3番 | 森 昭人 | 4番 | 板井 秀則 |
| 5番 | 堀田 一則 | 7番 | 小野 順一 |

8番 衛藤義弘
11番 井英昭
13番 奥田富美子
15番 富松万平
18番 吉村尚久
20番 森山義治
22番 堀嘉徳
24番 仲家孝治
26番 阿部剛四郎

10番 河野正春
12番 小谷栄作
14番 吉良栄三
16番 日隈知重
19番 荒金卓雄
21番 岩崎貴博
23番 国宗浩
25番 日小田良二

欠席した議員（2人）

9番 中山田昭徳

17番 小住利子

出席した事務局職員

事務局書記長 石崎聡
総務課主査 阿南和宏

事務局書記 森山文明
総務課主任 加藤聡之

説明のため出席した職員

広域連合長 佐藤樹一郎
副広域連合長 本田博文
事務局長 高橋芳江
次長兼総務課長 賀来俊文
総務課係長 植山保彦
事業課係長 吉野聡

副広域連合長 長野恭紘
会計管理者 宮本玄哲
事業課長 河野秀徳
事業課係長 御手洗薫
会計室長 阿部弘子

議事の経過

開 会

○議長（阿部 剛四郎君） それでは、皆さん、こんにちは。議長の阿部でございます。

開会に先立ちまして、報告事項がございます。

去る1月22日に、由布市議会選出の野上安一議員がご逝去されました。故人は、平成27年11月から3年2カ月にわたり、広域連合議会議員として広域議会にご尽力をいただきました。ここに謹んで故人のご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

ただいまから、平成31年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（阿部 剛四郎君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

午後1時30分開議

諸般の報告

○議長（阿部 剛四郎君） お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に1名の議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしました。

また、2名の議員が関係市町村議会の議員としての任期が満了しましたことをご報告いたしたいと思っております。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（阿部 剛四郎君） 本日の議題は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、新議員の議席の指定を行います。会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり、九重町選出の麻生議員の議席を2番に、中津市選出の吉村議員の議席を18番に指定いたします。

広域連合長挨拶

○議長（阿部 剛四郎君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）広域連合長の佐藤でございます。平成31年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、今回新しく広域連合議員になられた皆様、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

初めに、本年1月22日にご逝去されました故野上安一議員に対しましては、謹んで追悼のお言葉を申し上げます。由布市選出の野上議員は、平成27年11月7日に本広域連合議会議員となられ、任期中には議会運営委員会委員を務められるなど、本広域連合の発展に多大な貢献をさせていただきました。そのご功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、後期高齢者医療制度の現状につきまして、ご報告を申し上げます。

昨年は、当広域連合発足以来、初めて保険料率の引き下げを実施いたしました。しかしながら、国の社会保障審議会医療保険部会では、増え続ける医療費の適正化などのために、患者負担増を含む改革について議論がなされており、将来的な後期高齢者の自己負担割合の引き上げは避けられない状況でございます。このような中、政府は全世代型の社会保障への段階的な改革を目指す方針のもと、平成31年度予算編成において、後期高齢者の保険料均等割に対する軽減特例を、本年10月の消費税引き上げのタイミングに合わせ見直しをすることとし、その内容を盛り込んだ予算案を昨年12月21日に閣議決定したところでございます。

現在、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、国に対し、きめ細かな激変緩和措置の実施や見直し内容の丁寧な説明を早期に行うよう、申し入れを行っているところでございます。今後におきましても、当広域連合では、後期高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、適切で安定した事業運営に努めるとともに、制度運営上の懸案事項については、全国協議会の場合などを通じまして国に働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、監査委員の選任についてや平成31年度広域連合予算（案）等を付議事項として提

案しております。どうか慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

日程第2 会期の決定について

○議長（阿部 剛四郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議第1号上程 提案理由、質疑、討論、採決

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。日程第3、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君）（登壇）提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議第1号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条第2項の規定により、広域連合議会の同意を得て2名の監査委員を選任しております。

今回、識見を有する者のうちから選任されている由川盛登監査委員の任期が平成31年3月28日をもって満了となりますことから、後任の監査委員として太田博子氏を選任いたしたく、議会の同意をいただこうとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で議案に対する説明が終わりました。本案について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 議第2号から議第5号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。

日程第4、議第2号から議第5号までの4議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君）（登壇）予算関連の4議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議第2号専決処分した事件の承認について。大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例に規定する施行令の条項にずれが生じたことから、改正を行う必要があり、平成30年8月9日付で専決処分いたしました。この処分について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めらるものであります。

次に、議第3号平成31年度一般会計予算についてであります。厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成をいたしました。その結果、予算の総額は8億6,613万4

千円となったところであります。

その主な内訳は、歳入では分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を7億9,143万1千円、繰入金に財政調整基金繰入金を7,456万2千円計上いたしております。

歳出では、総務費に2億4,856万1千円、民生費に特別会計事務費繰出金として6億1,140万7千円を計上いたしております。

次に、議第4号平成31年度特別会計予算についてであります。医療費の伸びを考慮した上で保険料等の財源を確保することを基本に編成した結果、予算の総額は1,953億7,400万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を302億3,404万3千円、国庫支出金を672億8,982万5千円、支払基金交付金を775億5,079万1千円計上いたしております。

歳出では、保険給付費の療養諸費に1,844億4,371万9千円、高額療養諸費に84億9,219万9千円、その他医療給付費に2億2,618万円、それぞれ計上いたしております。

次に、議第5号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。平成31年度以降の保険料軽減特例の見直し及び保険料軽減対象を定めた政令の改正に伴い、条例の一部改正を行おうとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で議案に対する説明が終わりました。これより、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可します。

21番、岩崎貴博議員。

○21番（岩崎 貴博君） ご提案いただきました議案について質疑をさせていただきます。大分市議会選出、日本共産党の岩崎貴博と申します。

今回の議案で県民の皆様に大きな影響として考えられますのは、軽減特例の見直しではないかと考えております。75歳以上の後期高齢者が支払う医療保険料を最大9割軽減する低所得者向けの特例軽減について、今年の10月から廃止し、低所得者の保険料を大幅に引き上げることとなっております。導入に当たっては、年金生活者、被保険者の生活実態の把握が必須であると考えております。

そこで質問いたします。過去5年間の保険料の滞納者数についてお示してください。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） お答えいたします。

まず、過去5年間の保険料の滞納者数についてですが、平成25年度から29年度までの過去5年間の滞納者数の推移につきましては、平成25年度が2,277人、平成26年度が2,119人、平成27年度が1,899人、平成28年度が1,846人、平成29年度が1,899人となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 21番、岩崎議員

○21番（岩崎 貴博君） それでは、次にお聞きいたします。特例軽減廃止については、消費税の増税の時期と時期が重なると予想されております。消費税増税の影響についてどのような議論をされたのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） お答えいたします。

保険料均等割額の軽減特例の廃止についてですが、軽減特例の見直しにつきましては、国の平成28年12月の社会保障制度改革推進本部におきまして、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施すると決定されておりました。

これを受けまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、軽減特例の恒久化を要望してまいりましたが、このたび、国は消費税率の引き上げによる財源を活用して、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給を平成31年10月から開始することにあわせて、均等割額の軽減特例を廃止することを決定いたしました。

これを受け、当広域連合では保険料均等割額の軽減特例の見直しを行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） いいですか。

○21番（岩崎 貴博君） はい。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

21番、岩崎貴博議員

○21番（岩崎 貴博君） （登壇）討論通告に従いまして、議第4号、議第5号について反対討論をさせていただきます。特例軽減の廃止について、反対をさせていただきます。

政府は、今年、年金額を実質削減するマクロ経済スライドの発動を表明しております。10月からの消費税増税とともに医療保険料の軽減特例の廃止を許せば、高齢者の生活と健康の悪化は一層深刻になるのではないかと非常に危惧をしておるところであります。

特例軽減廃止の対象は、年金収入が年168万円以下の方で、約9万5千名対象となっております。その中で、現在の保険料は、年金収入が年80万円以下の方、保険料は月391円、そして80万円超168万円以下の方は583円が月の保険料となっております。これが廃止になりますと、月の保険料額1,175円にはね上がることとなります。月の税金が2から3倍になります。

私は先ほどの質疑で、二つ質疑をさせていただきました。一つは納税者の状況、滞納から見る納税者の実態、そして消費税の増税の影響について質疑をさせていただきました。

そしてまず1点目の市民の置かれている状況、滞納から見える状況というのについて言及をさせていただきますが、この推移をお聞きしていると、当初よりも滞納者数は減っているというのが答弁の中身だったと思います。これは収納に対する行政の努力がうかがえますが、これは裏を返せば市民の我慢も同時に増しているのではないかと考えます。なぜなら、ここ10年で年金収入のアップがないからであります。収入アップがないのに滞納は減っているということは、それだけ市民の納税に対する圧が増えていることを物語っているのではないのでしょうか。

滞納者に対する差し押さえについても、見る必要があると思います。滞納者は減っているのに対して、これは大分市の例なのですが、差し押さえの件数はなかなか減っていかない、一定以上存在しているのが実態であります。低所得者層の方々の納税に対する厳しさが厳然としてあると私は考えております。そのことが先ほどの質疑の中で明らかになったのではないかと私は考えます。

そしてもう1点、消費税の増税の影響についての議論についてお聞かせいただきました。これについては、年金生活者給付金の支給ということが言及をされております。これは、年金額の少ない高齢者に、これまでの保険料納付期間に応じて最大月5千円を上乗せする制度とお聞きしておりま

す。しかし、同制度は特例廃止の対象者全員が給付対象になっているわけではなく、給付金は保険料納付期間10年の人でさえ月1,250円程度と、消費税増税分を賄うだけの額ではありません。低水準と考えます。これを理由に特例軽減廃止の議論を進めることは、私は許されないと考えております。

最後に、納税者の方の声を一つ紹介させていただきたいと思います。

後期高齢者医療保険被保険者の一人の声を紹介します。以前、非正規で出版関係のお仕事をされていた91歳の女性、年金振込額は夫の遺族年金も合わせて月9万円であります。自営業の息子さんから援助を求められ、貯金は使い果たされていると。ちなみに、息子さんはご病気で他界されております。現在、この方は8.5割軽減ですが、この特例軽減の廃止が、2020年10月に全廃になりますと、ほぼ保険料が倍の水準になります。「年金振込前はぎりぎり生活をしている。最近はマイナス、借金がつくようになった」と通帳を見せていただきました。保険料が倍に値上がりすることについては、しばらく声が出ずにいたことに、ショックの大きさをうかがい知ることができます。ご自身の通院の負担も当然あります。今後、負担が増えることに不安を隠せないご様子でした。

このような高齢女性、多くいるのではないのでしょうか。私は、市民、低所得者の生活実態の状況、及び消費税増税に対する議論の乏しさ、以上の理由により、議第4号、議第5号について反対いたします。

以上です。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論のありました議第4号及び議第5号について、起立により一括して採決をいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部 剛四郎君） 起立多数であります。どうぞ、ご着席ください。よって、議第4号及び議第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議第2号及び議第3号について、一括して採決をいたします。

本件については、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第2号及び議第3号については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 一般質問

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。日程第5、一般質問ではありますが、通告はございませんでしたので、これをもって、一般質問を終了させていただきたいと思います。

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、5番、堀田一則議員、13番、奥田富美子議員のご両名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。そのように決定をされました。

閉 会

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、平成31年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成31年2月21日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 阿 部 剛四郎

署名議員 堀 田 一 則

署名議員 奥 田 富美子